

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 新旧対照条文目次

○	官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年総理府・大蔵省令第一号）（第一条関係）	1
○	人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）（第二条関係）	2
○	人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）（第三条関係）	4
○	職員の兼業の許可に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第五号）（第四条関係）	7
○	職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）（第五条関係）	8
○	特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十四号）（第六条関係）	11
○	官民人材交流センター組織規則（平成二十年内閣府令第八十六号）（第七条関係）	14
○	標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）（第八条関係）	16
○	人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）（第九条関係）	42

○ 官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年<sup>総</sup>府令第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（記載事項）</p> <p>第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、<u>条約</u>、<u>内閣官房令</u>、<u>内閣府令</u>、<u>省令</u>、<u>規則</u>、<u>庁令</u>、<u>訓令</u>、<u>告示</u>、<u>国会议事</u>、<u>裁判所事項</u>、<u>人事異動</u>、<u>叙位・叙勲</u>、<u>褒賞</u>、<u>皇室事項</u>、<u>官庁報告</u>、<u>資料</u>、<u>地方自治事項</u>及び<u>公告</u>等を掲載するものとする。</p> <p>第二条 <u>法令全書</u>は、<u>憲法改正</u>、<u>詔書</u>、<u>法律</u>、<u>政令</u>、<u>条約</u>、<u>内閣官房令</u>、<u>内閣府令</u>、<u>省令</u>、<u>規則</u>、<u>庁令</u>、<u>訓令</u>及び<u>告示</u>等を集録するものとする。</p>	<p>（記載事項）</p> <p>第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、<u>条約</u>、<u>内閣府令</u>、<u>省令</u>、<u>規則</u>、<u>庁令</u>、<u>訓令</u>、<u>告示</u>、<u>国会议事</u>、<u>裁判所事項</u>、<u>人事異動</u>、<u>叙位・叙勲</u>、<u>褒賞</u>、<u>皇室事項</u>、<u>官庁報告</u>、<u>資料</u>、<u>地方自治事項</u>及び<u>公告</u>等を掲載するものとする。</p> <p>第二条 <u>法令全書</u>は、<u>憲法改正</u>、<u>詔書</u>、<u>法律</u>、<u>政令</u>、<u>条約</u>、<u>内閣府令</u>、<u>省令</u>、<u>規則</u>、<u>庁令</u>、<u>訓令</u>及び<u>告示</u>等を集録するものとする。</p>

○ 人事記録の記載事項等に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第二号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>人事記録の記載事項等に関する内閣官房令</p> <p>（記載事項）</p> <p>第一条</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 令第二条第一項第五号に規定する内閣官房令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 二十時間又は三日を超えて行われた研修及び任命権者が必要と認めるその他の研修の名称及び期間</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（附属書類）</p> <p>第四条 令第四条に規定する内閣官房令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 職員の採用時の健康診断及び人事院規則一一―四（職員の身分保障）第七条第三項の規定により行なわれた診断の結果の記録並びに任命権者が必要と認めるその他の健康診断の記録</p> <p>五 十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 令第四条に規定する内閣官房令で定める場合は、新任命権者が前項の請求をせず、旧任命権者が当該附属</p>	<p>人事記録の記載事項等に関する内閣府令</p> <p>（記載事項）</p> <p>第一条</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 令第二条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 人事院規則一〇―三（職員の研修）第八条に規定する人事院の定める研修及び任命権者が必要と認めるその他の研修の名称及び期間</p> <p>四 六 （略）</p> <p>（附属書類）</p> <p>第四条 令第四条に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 職員の採用時の健康診断及び人事院規則一一―四（職員の身分保障）第七条第二項の規定により行なわれた診断の結果の記録並びに任命権者が必要と認めるその他の健康診断の記録</p> <p>五 十 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 令第四条に規定する内閣府令で定める場合は、新任命権者が前項の請求をせず、旧任命権者が当該附属書</p>

書類の移管をしなかつた場合とし、同条に規定する内閣官房令で定める者は、旧任命権者とする。

第十条 削除

(検査)  
第十一条 令第五条に規定する内閣官房令で定める職員は、内閣官房内閣人事局の職員とする。

1 3 附則  
(略)

(削る)

書類の移管をしなかつた場合とし、同条に規定する内閣府令で定める者は、旧任命権者とする。

(人事記録の写しの送付)

第十条 任命権者は、職員を会計検査院、人事院、内閣官房若しくは内閣法制局、内閣府、宮内庁若しくは内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関の課長又はこれと同等以上の官職にはじめて任用したときは、遅滞なく、当該職員の人事記録の写し一部を内閣総理大臣に送付しなければならない。

(検査)  
第十一条 令第五条に規定する内閣府令で定める職員は、総務省人事・恩給局の職員とする。

1 3 附則  
(略)

4 (人事記録の写しの送付の特例)  
復興庁が廃止されるまでの間における第十条の規定の適用については、同条中「又は国家行政組織法」とあるのは、「、復興庁又は国家行政組織法」とする。

改正案	現行
<p>人事統計報告に関する内閣官房令</p> <p>（常勤職員在職状況統計報告）</p> <p>第一条 常勤職員在職状況統計報告は、一月及び七月の各月一日現在における常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「法」という。）第八十一条の四第一項の規定により採用された職員、国の一般会計又は特別会計（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計をいう。以下同じ。）の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員及び検察官を除く。）の在職状況について、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第八十一条及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局（国の一般会計又は特別会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）ごとに、給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員にあつては、給与法第八十一条及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別）の現在員数を、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号。以下「任期付職員法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及</p>	<p>人事統計報告に関する内閣府令</p> <p>（常勤職員在職状況統計報告）</p> <p>第一条 常勤職員在職状況統計報告は、一月及び七月の各月一日現在における常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「法」という。）第八十一条の四第一項の規定により採用された職員、国の一般会計又は特別会計（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計をいう。以下同じ。）の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員及び検察官を除く。）の在職状況について、<u>人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）</u>（以下「人規九一八」という。）<u>第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局（国の一般会計又は特別会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）</u>ごとに、<u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）</u>第六条第一項各号に掲げる俸給表のいずれかの適用を受ける職員にあつては、<u>人規九一八第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別）の現在員数を、</u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号。以下「任期付職員</p>

び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項又第二項の俸給表の適用を受ける職員にあつては、適用を受ける俸給表の号俸別の現在員数を、それぞれ調査集計し、別記様式第一により、その月の二十日までに作成するものとする。

（常勤労務者等在職状況統計報告）

第四条 常勤労務者等在職状況統計報告は、七月一日現在における常勤労務者等（国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員をいう。）の在職状況について、給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、七月二十日までに作成するものとする。

（内閣官房令で定める統計報告）

第七条 人事統計報告に関する政令第二条第七号の内閣官房令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。

2 再任用職員在職状況統計報告は、一月及び七月の各月一日現在における法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員の在職状況について、給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局（財政法第十三条に定める会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）ごとに、給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別、勤務時間

法」という。）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。）第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員にあつては、適用を受ける俸給表の号俸別の現在員数を、それぞれ調査集計し、別記様式第一により、その月の二十日までに作成するものとする。

（常勤労務者等在職状況統計報告）

第四条 常勤労務者等在職状況統計報告は、七月一日現在における常勤労務者等（国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員をいう。）の在職状況について、人規九―八第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別及び職務の級別に現在員数を調査集計し、別記様式第四により、七月二十日までに作成するものとする。

（内閣府令で定める統計報告）

第七条 人事統計報告に関する政令第二条第七号の内閣府令で定める人事統計報告は、再任用職員在職状況統計報告とする。

2 再任用職員在職状況統計報告は、一月及び七月の各月一日現在における法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員の在職状況について、人規九―八第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局（財政法第十三条に定める会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）ごとに、人規九―八第四条第一項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別、勤務時間別及び職務の

別及び職務の級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別及び勤務時間別）の現在員数を調査集計し、別記様式第七により、その月の二十日までに作成するものとする。

級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別及び勤務時間別）の現在員数を調査集計し、別記様式第七により、その月の二十日までに作成するものとする。

○ 職員の兼業の許可に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第五号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
職員の兼業の許可に関する内閣官房令	職員の兼業の許可に関する内閣府令

○ 職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">職員の退職管理に関する内閣官房令</p> <p>（継続的給付として内閣官房令で定めるもの）</p> <p>第一条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号。以下「令」という。）第四条第六号及び第二十二條に規定する内閣官房令で定める継続的給付は、電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付とする。</p> <p>（特に密接な利害関係にある場合）</p> <p>第二条 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する内閣官房令で定める場合は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「法」という。）第六六条の三第二項第四号の承認の申請をした職員（以下この条において「職員」という。）が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が次の各号に掲げる場合とする（令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。）。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（求職の承認の手續）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 令第九条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。</p> <p>3 令第九条に規定する内閣官房令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>	<p style="text-align: center;">職員の退職管理に関する内閣府令</p> <p>（継続的給付として内閣府令で定めるもの）</p> <p>第一条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号。以下「令」という。）第四条第六号及び第二十二條に規定する内閣府令で定める継続的給付は、電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付とする。</p> <p>（特に密接な利害関係にある場合）</p> <p>第二条 令第八条第一項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める場合は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「法」という。）第六六条の三第二項第四号の承認の申請をした職員（以下この条において「職員」という。）が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が次の各号に掲げる場合とする（令第八条第一項第一号に該当する場合を除く。）。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（求職の承認の手續）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 令第九条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。</p> <p>3 令第九条に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>

一〇八 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第四条 (略)

2 令第二十三条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(再就職等監察官への届出の様式)

第五条 令第二十五条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第三とする。

(任命権者への再就職の届出の様式)

第六条 令第二十六条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。

2・3 (略)

(管理又は監督の地位にある職員に該当しない職員)

第七条 令第二十七条第一号に規定する内閣官房令で定めるものは、次に掲げるものうち、人事院規則九一七(俸給の特別調整額)に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものである。

一〇十二 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第八条 令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。

2・5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人)  
第九条 令第三十二条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であって、次の各号に掲げるものとする。

一〇八 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第四条 (略)

2 令第二十三条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(再就職等監察官への届出の様式)

第五条 令第二十五条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第三とする。

(任命権者への再就職の届出の様式)

第六条 令第二十六条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第四とする。

2・3 (略)

(管理又は監督の地位にある職員に該当しない職員)

第七条 令第二十七条第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものうち、人事院規則九一七(俸給の特別調整額)に定める俸給の特別調整額に係る種別が一種又は二種であるもの以外のものである。

一〇十二 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第八条 令第二十九条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第七とする。

2・5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人)  
第九条 令第三十二条に規定する内閣府令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であって、次の各号に掲げるものとする。

一〇四 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

第十条 令第三十三号第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式)

第十一条 令第三十四号において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

一〇四 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額)

第十条 令第三十三号第四号に規定する内閣府令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式)

第十一条 令第三十四号において準用する令第二十九条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第十とする。

○ 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令</p> <p>（継続的給付として内閣官房令で定めるもの）</p> <p>第一条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号。以下「令」という。）第二条第四号及び第十条に規定する内閣官房令で定める継続的給付は、電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付とする。</p> <p>（特に密接な利害関係にある場合）</p> <p>第二条 令第三条第一項第二号及び第三号に規定する内閣官房令で定める場合は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「準用国家公務員法」という。）第百六条の三第二項第四号の承認の申請をした特定独立行政法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が当該利害関係企業等に対し不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をしようとする場合とする（令第三条第一項第一号に該当する場合を除く。）。</p> <p>（求職の承認の手続）</p> <p>第三条 （略）</p>	<p>特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令</p> <p>（継続的給付として内閣府令で定めるもの）</p> <p>第一条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号。以下「令」という。）第二条第四号及び第十条に規定する内閣府令で定める継続的給付は、電気通信事業者による固定電話の役務の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付とする。</p> <p>（特に密接な利害関係にある場合）</p> <p>第二条 令第三条第一項第二号及び第三号に規定する内閣府令で定める場合は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「準用国家公務員法」という。）第百六条の三第二項第四号の承認の申請をした特定独立行政法人の役員が当該申請に係る利害関係企業等との間で職務として携わる事務が当該利害関係企業等に対し不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をしようとする場合とする（令第三条第一項第一号に該当する場合を除く。）。</p> <p>（求職の承認の手続）</p> <p>第三条 （略）</p>

2 令第四条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3 令第四条に規定する内閣官房令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 八 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第四条 (略)

2 令第十一条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(再就職等監察官への届出の様式)

第五条 令第十二条に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第三とする。

(任命権者への再就職の届出の様式)

第六条 令第十三条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第四とする。

2・3 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第七条 令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第七とする。

2・5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人)

第八条 令第十八条に規定する内閣官房令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報

2 令第四条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第一とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

3 令第四条に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 八 (略)

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第四条 (略)

2 令第十一条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第二とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(再就職等監察官への届出の様式)

第五条 令第十二条に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第三とする。

(任命権者への再就職の届出の様式)

第六条 令第十三条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第四とする。

2・3 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式)

第七条 令第十五条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第七とする。

2・5 (略)

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る国と特に密接な関係がある公益社団法人又は公益財団法人)

第八条 令第十八条に規定する内閣府令で定めるものは、国の機関が所管する公益社団法人又は公益財団法人(以下「公益法人」という。)であつて、次の各号に掲げるものとする。

一 四 (略)

(内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報

（報酬）

第九条 令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式）

第十条 令第二十条において準用する令第十五条第一項に規定する内閣官房令で定める様式は、別記様式第十とする。

（報酬）

第九条 令第十九条第二号に規定する内閣府令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

（内閣総理大臣への事後の再就職の届出の様式）

第十条 令第二十条において準用する令第十五条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別記様式第十とする。

○ 官民人材交流センター組織規則（平成二十年内閣府令第八十六号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案					現行						
<p>（官民人材交流センターに置かれる課等）            第一条 官民人材交流センター（以下「センター」という。）に、総務課、法令等遵守担当室及び主任調整官二人を置く。</p> <p>（削る）</p>					<p>（官民人材交流センターに置かれる課等）            第一条 官民人材交流センター（以下「センター」という。）に、総務課、法令等遵守担当室及び主任調整官三人を置く。</p> <p>（支所）</p> <p>第五条 センターの支所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。ただし、特に必要があるときは、管轄区域によらないことができる。</p>						
										中部支所	名古屋支所
関東甲信越支所	東京支所	東北支所	仙台支所	北海道支所	札幌支所	青森支所	岩手支所	宮城支所	秋田支所	山形支所	福島支所
茨城支所	栃木支所	群馬支所	埼玉支所	千葉支所	東京支所	神奈川支所	新潟支所	山梨支所	長野支所		

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 1108 938 2000"> <p>3   2   支所は、センターの所掌事務の一部を分掌する。支所に、支所長を置く。</p> </td> <td data-bbox="938 1108 1102 1391">九州沖縄支所</td> <td data-bbox="938 1391 1102 1547">福岡市</td> <td data-bbox="938 1547 1102 2000">福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1108 1267 1391">中国四国支所</td> <td data-bbox="1102 1391 1267 1547">広島市</td> <td data-bbox="1102 1547 1267 2000">鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1108 1406 1391">近畿支所</td> <td data-bbox="1267 1391 1406 1547">大阪市</td> <td data-bbox="1267 1547 1406 2000">滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県</td> </tr> </table>	<p>3   2   支所は、センターの所掌事務の一部を分掌する。支所に、支所長を置く。</p>	九州沖縄支所	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	中国四国支所	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	近畿支所	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
<p>3   2   支所は、センターの所掌事務の一部を分掌する。支所に、支所長を置く。</p>	九州沖縄支所	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県								
中国四国支所	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県									
近畿支所	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県									

○ 標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令</p> <p>（表一の項関係）</p> <p>第一条 標準的な官職を定める政令本則の表（以下「表一」という。）一の項第二欄第二号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、農林水産技術会議の事務局の筑波事務所とする。</p> <p>2 表一の項第二欄第四号の内閣官房令で定める地方支分部局は、経済産業局の支局とする。</p> <p>3 表一の項第二欄第六号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、地方海難審判所の支所とする。</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一、六 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>七  国土強靱化に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務の処理を整理するもの</p> <p>5 表一の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする</p>	<p>標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令</p> <p>（表一の項関係）</p> <p>第一条 標準的な官職を定める政令本則の表（以下「表一」という。）一の項第二欄第二号の内閣府令で定める部局又は機関等は、農林水産技術会議の事務局の筑波事務所とする。</p> <p>2 表一の項第二欄第四号の内閣府令で定める地方支分部局は、経済産業局の支局とする。</p> <p>3 表一の項第二欄第六号の内閣府令で定める部局又は機関等は、地方海難審判所の支所とする。</p> <p>4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一、六 （略）</p> <p>七  行政改革を総合的かつ積極的に推進するための本部に係る事務のうち、国家公務員制度改革に関する事務の処理を整理するもの</p> <p>八  国土強靱化に関する施策の推進に係る企画及び立案並びに総合調整に関する事務の処理を整理するもの</p> <p>5 表一の項第三欄第十号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする</p>

する。

職制上の段階	標準的な官職
一〜五 (略)	(略)

6 表一の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜六 (略)	(略)

7 表一の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等(次号に掲げるものを除く。)に存する職制上の段階及び標準的な官職は、イからホまでに掲げるとおりとする。

イ ロからホまでに掲げる部局又は機関等以外の部局又は機関等(以下「内閣官房令第一条第七項第一号イ機関」という。)に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

。

職制上の段階	標準的な官職
一〜五 (略)	(略)

6 表一の項第三欄第十二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜六 (略)	(略)

7 表一の項第三欄第三十一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 表一の項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等(次号に掲げるものを除く。)に存する職制上の段階及び標準的な官職は、イからホまでに掲げるとおりとする。

イ ロからホまでに掲げる部局又は機関等以外の部局又は機関等(以下「内閣府令第一条第七項第一号イ機関」という。)に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

一	内閣官房令第一条第七項 第一号イ機関の長の属する 職制上の段階	所長
二	内閣官房令第一条第七項 第一号イ機関の次長の属す る職制上の段階	次長
三	内閣官房令第一条第七項 第一号イ機関の課長の属す る職制上の段階	課長
四	内閣官房令第一条第七項 第一号イ機関の課長を補佐 し、次号又は第六号に規定 する官職のつかさどる事務 を整理する官職の属する職 制上の段階	課長補佐
五	内閣官房令第一条第七項 第一号イ機関の課の所掌事 務を分掌する係の長の属す る職制上の段階	係長
六	(略)	(略)

ロ 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所  
(以下「内閣官房令第一条第七項第一号ロ機関」と  
いう。)に存する職制上の段階及び標準的な官  
職は、次の表のとおりとする。

一	内閣府令第一条第七項第 一号イ機関の長の属する職 制上の段階	所長
二	内閣府令第一条第七項第 一号イ機関の次長の属する 職制上の段階	次長
三	内閣府令第一条第七項第 一号イ機関の課長の属する 職制上の段階	課長
四	内閣府令第一条第七項第 一号イ機関の課長を補佐し 、次号又は第六号に規定す る官職のつかさどる事務を 整理する官職の属する職制 上の段階	課長補佐
五	内閣府令第一条第七項第 一号イ機関の課の所掌事務 を分掌する係の長の属する 職制上の段階	係長
六	(略)	(略)

ロ 地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所  
(以下「内閣府令第一条第七項第一号ロ機関」と  
いう。)に存する職制上の段階及び標準的な官職  
は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	一 内閣官房令第一条第七項 第一号口機関の長の属する 職制上の段階	標準的な官職	所長
	二 内閣官房令第一条第七項 第一号口機関の次長の属す る職制上の段階		次長
	三 内閣官房令第一条第七項 第一号口機関の首席運輸企 画専門官に指名された運輸 企画専門官の属する職制上 の段階		首席運輸企画専門 官
	四 内閣官房令第一条第七項 第一号口機関の運輸企画專 門官（前号に規定する官職 に指名されたものを除く。 ）の属する職制上の段階		運輸企画専門官
五（略）			（略）

二八（略）  
沖繩総合事務局の財務出張所、法務局又は地方  
法務局の支局（統括登記官の置かれていないもの  
に限る。）、税関の支署及び出張所（これらの所  
掌事務を分掌する課の置かれていないものに限る

職制上の段階	一 内閣府令第一条第七項第 一 号口機関の長の属する職 制上の段階	標準的な官職	所長
	二 内閣府令第一条第七項第 一 号口機関の次長の属する 職制上の段階		次長
	三 内閣府令第一条第七項第 一 号口機関の首席運輸企 画専門官に指名された運輸企 画専門官の属する職制上の 段階		首席運輸企画専門 官
	四 内閣府令第一条第七項第 一 号口機関の運輸企画専門 官（前号に規定する官職に 指名されたものを除く。） の属する職制上の段階		運輸企画専門官
五（略）			（略）

二八（略）  
沖繩総合事務局の財務出張所、法務局又は地方  
法務局の支局（統括登記官の置かれていないもの  
に限る。）、税関の支署及び出張所（これらの所  
掌事務を分掌する課の置かれていないものに限る

。ホにおいて同じ。）並びに監視署のうち三段階の職制上の段階の存するもの並びに経済産業局のアルコール事務所（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一 内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関の長の属する職制上の段階	所長
二 内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
三 (略)	(略)

ホ 税関の支署及び出張所並びに監視署のうち、二に掲げるもの以外のもの（以下「内閣官房令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

。ホにおいて同じ。）並びに監視署のうち三段階の職制上の段階の存するもの並びに経済産業局のアルコール事務所（以下「内閣府令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一 内閣府令第一条第七項第一号ニ機関の長の属する職制上の段階	所長
二 内閣府令第一条第七項第一号ニ機関の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
三 (略)	(略)

ホ 税関の支署及び出張所並びに監視署のうち、二に掲げるもの以外のもの（以下「内閣府令第一条第七項第一号ニ機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

6	表二の項第三欄第二十三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄	職制上の段階	標準的な官職
		一〜五 (略)	(略)

二 (略)

(表二の項関係)

第二条 表二の項第一欄の内閣官房令で定める事務は、海上保安庁本庁及び管区海上保安本部における警備救難業務の実施、船舶交通の障害の除去の実施等に関する事務並びに管区海上保安本部の事務所のつかさどる事務とする。

2 表二の項第二欄第三号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、管区警察局の府県情報通信部とする。

3 表二の項第二欄第四号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、東京都警察情報通信部の多摩通信支部及び北海道警察情報通信部の方面情報通信部とする。

4 表二の項第二欄第九号の内閣官房令で定める部局又は機関等は、次に掲げる部局又は機関等とする。

一〜十 (略)

5 表二の項第三欄第十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

6	表二の項第三欄第二十三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄	職制上の段階	標準的な官職
		一〜五 (略)	(略)

二 (略)

(表二の項関係)

第二条 表二の項第一欄の内閣府令で定める事務は、海上保安庁本庁及び管区海上保安本部における警備救難業務の実施、船舶交通の障害の除去の実施等に関する事務並びに管区海上保安本部の事務所のつかさどる事務とする。

2 表二の項第二欄第三号の内閣府令で定める部局又は機関等は、管区警察局の府県情報通信部とする。

3 表二の項第二欄第四号の内閣府令で定める部局又は機関等は、東京都警察情報通信部の多摩通信支部及び北海道警察情報通信部の方面情報通信部とする。

4 表二の項第二欄第九号の内閣府令で定める部局又は機関等は、次に掲げる部局又は機関等とする。

一〜十 (略)

5 表二の項第三欄第十号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 表二の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。以下「内閣官房令第二條第六項第一号機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一 内閣官房令第二條第六項第一号機関の長の属する職制上の段階	所長
二 内閣官房令第二條第六項第一号機関の長を助け、内閣官房令第二條第六項第一号機関の事務を整理する官職の属する職制上の段階	次長
三 内閣官房令第二條第六項第一号機関の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
四 内閣官房令第二條第六項第一号機関の課の長を補佐し、次号又は第六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐

内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 表二の項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（次号に掲げるものを除く。以下「内閣府令第二條第六項第一号機関」という。）に存する職制上の段階及び標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一 内閣府令第二條第六項第一号機関の長の属する職制上の段階	所長
二 内閣府令第二條第六項第一号機関の長を助け、内閣府令第二條第六項第一号機関の事務を整理する官職の属する職制上の段階	次長
三 内閣府令第二條第六項第一号機関の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
四 内閣府令第二條第六項第一号機関の課の長を補佐し、次号又は第六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐

一〇五 (略)	職制上の段階	標準的な官職	(略)	9	表二の項第三欄第二十九号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	職制上の段階	標準的な官職	(略)	(略)	5	内閣官房令第二条第六項第一号機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	6	(略)	(略)	7	表二の項第三欄第二十五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。	二 (略)	8	表二の項第三欄第二十七号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	一・二 (略)
				7	表二の項第三欄第二十五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。	二 (略)	8	表二の項第三欄第二十七号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	一・二 (略)												

一〇五 (略)	職制上の段階	標準的な官職	(略)	9	表二の項第三欄第二十九号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	職制上の段階	標準的な官職	(略)	(略)	5	内閣府令第二条第六項第一号機関の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	6	(略)	(略)	7	表二の項第三欄第二十五号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。	二 (略)	8	表二の項第三欄第二十七号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	一・二 (略)
				7	表二の項第三欄第二十五号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。	二 (略)	8	表二の項第三欄第二十七号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。	一・二 (略)												

<p>一〇四 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>2 表三の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>10 表二の項第三欄第三十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>11 表二の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>標準的な官職</p>
<p>一〇四 (略)</p>	<p>標準的な官職</p>	<p>2 表三の項第三欄第十二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>10 表二の項第三欄第三十号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>11 表二の項第三欄第三十一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>標準的な官職</p>

<p>一〇四 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>2 表三の項第三欄第十二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>10 表二の項第三欄第三十号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>11 表二の項第三欄第三十一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>標準的な官職</p>
<p>一〇四 (略)</p>	<p>標準的な官職</p>	<p>2 表三の項第三欄第十二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。</p>	<p>10 表二の項第三欄第三十号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十 (略)</p> <p>11 表二の項第三欄第三十一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇五 (略)</p>	<p>職制上の段階</p>	<p>標準的な官職</p>

3 表三の項第三欄第十四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

4 表三の項第三欄第十五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

(表四の項関係)  
 第四条 表四の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

3 表三の項第三欄第十四号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

4 表三の項第三欄第十五号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

(表四の項関係)  
 第四条 表四の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表五の項関係)  
 第五条 表五の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表五の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

(表六の項関係)  
 第六条 表六の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表五の項関係)  
 第五条 表五の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表五の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

(表六の項関係)  
 第六条 表六の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

2 表六の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表七の項関係)  
 第七条 表七の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

2 表七の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表六の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表七の項関係)  
 第七条 表七の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

2 表七の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表八の項関係)  
 第八条 表八の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表九の項関係)  
 第九条 表九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表十の項関係)  
 第十条 表十の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

(表八の項関係)  
 第八条 表八の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表九の項関係)  
 第九条 表九の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表十の項関係)  
 第十条 表十の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

一〇四 (略)	(略)
---------	-----

(表十一の項関係)  
 第十一条 表十一の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇五 (略)	(略)

(表十二の項関係)  
 第十二条 表十二の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇四 (略)	(略)

(表十三の項関係)  
 第十三条 表十三の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

一〇四 (略)	(略)
---------	-----

(表十一の項関係)  
 第十一条 表十一の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇五 (略)	(略)

(表十二の項関係)  
 第十二条 表十二の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇四 (略)	(略)

(表十三の項関係)  
 第十三条 表十三の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

とする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表十四の項関係)  
 第十四条 表十四の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

2 表十四の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表十五の項関係)  
 第十五条 表十五の項第一欄の内閣官房令で定める船舶は、島に置かれる行政機関の職員の移動等又は港湾工

る。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表十四の項関係)  
 第十四条 表十四の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

2 表十四の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表十五の項関係)  
 第十五条 表十五の項第一欄の内閣府令で定める船舶は、島に置かれる行政機関の職員の移動等又は港湾工事

- 事のための調査、油回収等に用いられ、専ら平水区域又は沿海区域を航行する総トン数（国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶にあっては、国際総トン数をいう。以下同じ。）二百トン未満の船舶とする。
- 2 表十五の項第一欄の内閣官房令で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 九（略）
- 3 表十五の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二（略）	（略）

- （表十六の項関係）
- 第十六条 表十六の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 三（略）

- （表十七の項関係）
- 第十七条 表十七の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

- ののための調査、油回収等に用いられ、専ら平水区域又は沿海区域を航行する総トン数（国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている船舶にあっては、国際総トン数をいう。以下同じ。）二百トン未満の船舶とする。
- 2 表十五の項第一欄の内閣府令で定める事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 九（略）
- 3 表十五の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二（略）	（略）

- （表十六の項関係）
- 第十六条 表十六の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 三（略）

- （表十七の項関係）
- 第十七条 表十七の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
(略)	(略)

(表十八の項関係)  
 第十八条 表十八の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

(表十九の項関係)  
 第十九条 表十九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表二十の項関係)  
 第二十条 表二十の項第三欄第一号の内閣官房令で定め

職制上の段階	標準的な官職
(略)	(略)

(表十八の項関係)  
 第十八条 表十八の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

(表十九の項関係)  
 第十九条 表十九の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

(表二十の項関係)  
 第二十条 表二十の項第三欄第一号の内閣府令で定める

る職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

(表二十一の項関係)  
第二十一条 表二十一の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十一の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄

職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

(表二十一の項関係)  
第二十一条 表二十一の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十一の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の

の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

3 表二十一の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

4 表二十一の項第三欄第五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十二の項関係)

第二十二條 表二十二の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の

内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

3 表二十一の項第三欄第四号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

4 表二十一の項第三欄第五号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十二の項関係)

第二十二條 表二十二の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表の

表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十二の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

3 表二十二の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十三の項関係)  
第二十三条 表二十三の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

とおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十二の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

3 表二十二の項第三欄第四号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十三の項関係)  
第二十三条 表二十三の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十三の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

3 表二十三の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十四の項関係)  
第二十四条 表二十四の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～五 (略)	(略)

2 表二十三の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～六 (略)	(略)

3 表二十三の項第三欄第四号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十四の項関係)  
第二十四条 表二十四の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

2 表二十四の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十五の項関係)  
第二十五条 表二十五の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十五の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

2 表二十四の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十五の項関係)  
第二十五条 表二十五の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十五の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
--------	--------

一〇三 (略)	(略)
---------	-----

3 表二十五の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

4 表二十五の項第三欄第四号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

5 表二十五の項第三欄第五号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

一〇三 (略)	(略)
---------	-----

3 表二十五の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

4 表二十五の項第三欄第四号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

5 表二十五の項第三欄第五号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〇三 (略)	(略)

(表二十六の項関係)  
 第二十六条 表二十六の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十六の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十七の項関係)  
 第二十七条 表二十七の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十六の項関係)  
 第二十六条 表二十六の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～三 (略)	(略)

2 表二十六の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十七の項関係)  
 第二十七条 表二十七の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表二十八の項関係)  
第二十八条 表二十八の項第三欄第一号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

2 表二十八の項第三欄第二号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

3 表二十八の項第三欄第三号の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表二十八の項関係)  
第二十八条 表二十八の項第三欄第一号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

2 表二十八の項第三欄第二号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

3 表二十八の項第三欄第三号の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一〜四 (略)	(略)

(表二十九の項関係)  
 第二十九条 表二十九の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表三十の項関係)  
 第三十条 表三十の項第三欄の内閣官房令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣官房令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

(表二十九の項関係)  
 第二十九条 表二十九の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一～四 (略)	(略)

(表三十の項関係)  
 第三十条 表三十の項第三欄の内閣府令で定める職制上の段階及び当該職制上の段階に応じ、同項第四欄の内閣府令で定める標準的な官職は、次の表のとおりとする。

職制上の段階	標準的な官職
一・二 (略)	(略)

○ 人事評価の基準、方法等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第三号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令</p> <p>第一条 人事評価の基準、方法等に関する政令（以下「令」という。）<u>第一条第三項に規定する内閣官房令</u>で定める人事評価実施規程（令第一条第一項に規定する人事評価実施規程をいう。以下同じ。）の軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p>	<p>人事評価の基準、方法等に関する内閣府令</p> <p>第一条 人事評価の基準、方法等に関する政令（以下「令」という。）<u>第一条第三項に規定する内閣府令</u>で定める人事評価実施規程（令第一条第一項に規定する人事評価実施規程をいう。以下同じ。）の軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 三（略）</p>